昭27. 1.22.

官報

主要目次

省令
○外務省組織規程の一部改正　二九七頁
○日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部改正　二九七
○特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令　二九七
○国民体育館規程　二九七
告示
○連合国財産の譲渡し又は引渡し命令　二九八
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対し通知した事項　二九八
○日本国有鉄道所属川渡非常局の空中線の型式等変更　二九九
○福岡法務局前原出張所に備えてあつた糸島郡桜野村野北土地登記簿の用紙滅失による登記回復の申請等　三〇四
○福岡法務局前原出張所に備えてある土地登記簿の登記の転写命令　三〇四
○連合国財産管理人解任　三〇四
○湯立簡易郵便局廃止　三〇六
○第六宝生丸託送発受所等設置　三〇六
○第二徳宝丸託送発受所等廃止　三〇六
○堺特別都市計画土地区画整理並びに同事業及びその執行年度割変更　三〇六
公共企業体事項
○奥羽本線・五能線及び陸羽東線に停車場設置　三〇八
○予讃本線・高徳本線及び土讃線に停車場設置　三〇八

省令

◉**外務省令第一号**

外務省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　外務大臣　吉田　茂

外務省組織規程の一部を改正する省令

外務省組織規程（昭和二十六年外務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十條中「第四課、借入金審査室及び引揚調査室」を「第四課、第五課及び借入金審査室」に改める。

第十二條第四号から第六号までを削る。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條　第五課においては、左の事務をつかさどる。

一　朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。

二　沖縄及び小笠原に関する事務を行うこと。

三　邦人の引揚に関する政務の処理及びこれに必要な調査に関すること。

第十五條を第十六條とし、第十六條を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**外務省令第二号**

日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　外務大臣　吉田　茂

日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十五年外務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

セイロン（単位ルピー）
一二
一五
一五
一五
一五
一五
一五
一五
一〇
一〇
一七
二一
二七
一四

」を

「

セイロン（単位ルピー）	アルゼンティン（単位ペソ）
一二	五〇
一五	二〇
一五	二〇
一五	六〇
一五	三〇
一五	四〇
一五	四〇
一五	三〇
一〇	六〇
一〇	二〇
一七	二〇
二一	二〇
二七	六〇
一四	四〇

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月十六日から適用する。

◉**大蔵省令第二号**

損害保険料率算出団体に関する法律第十條の八第三項及び第十二條の規定に基き、特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令

（特別保険料率に係る保険の目的の範囲）

第一條　左の各号の一に掲げる保険の目的は、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号。以下「法」という。）第十條の八第一項に規定する特別保険料率を使用することができる保険の目的とする。

一　火災保険
二　火災保険のうち普通物件に対するもの
三　火災保険のうち住宅物件に対するもの
四　火災保険のうち住宅物件を除く普通物件に対するもの
五　火災保険のうち工場物件に対するもの
六　火災保険のうち石油物件に対するもの
七　火災保険のうち倉庫物件に対するもの
八　火災保険のうち森林に対するもの
九　海上保険
十　海上保険のうち船舶に対するもの
十一　海上保険のうち海上運送中の貨物に対するもの
十二　運送保険
十三　自動車保険
十四　傷害保険

（保険料率表）

第二條　損害保険料率算出団体（以下「料率団体」という。）は、保険料率を算出した場合においては、その主たる事務所及び従たる事務所に、当該保険料率を記載した表を備えて置かなければならない。

2　利害関係人は、料率団体に対して前項の表の閲覧を求め、又はその交付を求めることができる。

3　前項の規定により第一項の表を交付する場合においては、料率団体は、利害関係人に対して実費を請求することができる。

（保険料率の公告）

第三條　料率団体は、保険料率を算出した場合において、その保険料率について、法第十條第一項の規定に基き大蔵大臣に認可を申請した日後一週間内に、左に掲げる事項を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞に公告しなければならない。

一　当該保険料率に関する保険事業の種類及び保険の目的
二　大蔵大臣に当該保険料率の認可を申請した年月日
三　保険料率の表を備えて置く事務所
四　保険料率の表の交付の請求を受ける事務所及び前條第三項の規定により実費を請求する場合においては、その額

（意見聴取の施設）

第四條　料率団体は、保険料率の算出について常時利害関係人の意見を聞くことができるように、その主たる事務所及び従たる事務所に、これに関する施設を設けなければならない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　損害保険料率算出団体に関する法律第十二條第二項の規定による保険料率の周知等に関する件（昭和二十三年大蔵省令第七十二号）は、廃止する。

毎日文庫
昭和二十七年一月二十一日　第三種郵便物認可

◎文部省令第二号

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第十條第四号の規定を実施するため、国民体育館規程を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日

文部大臣　天野　貞祐

国民体育館規程

（目的及び位置）

第一條　体育及びレクリエーションの研究並びにこれらの指導者の養成のための施設として、文部省社会教育局に国民体育館を置く。

2　国民体育館の位置は、東京都千代田区一ツ橋一丁目とする。

3　国民体育館は、第一項の目的に違反せず、且つ、その目的遂行上支障がない限り、この規程の定めるところにより、一般の使用に供することができる。

4　前項の規定により一般の使用に供することができるものは、国民体育館中、室内運動場及び水泳場並びにこれらに附属する設備とする。

（使用時間）

第二條　国民体育館を一般の使用に供する時間は、毎日午前八時から午後九時までとする。但し、国民体育館の管理上必要がある場合には、休館し、又は閉館若しくは閉館の時刻を変更する。

（使用の許可申請）

第三條　国民体育館を使用しようとする者は、所定の国民体育館使用願三部を文部省社会教育局長に提出して、その許可を受けなければならない。

（使用料）

第四條　前條の許可を受けた者は、すみやかに別表料金表に規定する使用料を納入しなければならない。但し、文部省との共同主催に係る講習会、協議会等のために国民体育館を使用する場合その他社会教育局長において特別の事情があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

2　前項の使用料の収納事務は、文部省大臣官房会計課においてこれを行うものとする。

3　使用料は前納とする。

4　既納の使用料は返還しない。但し、災害その他特別の事情により使用不能となつた場合はこの限りでない。

（使用許可の取消又は使用の中止命令）

第五條　社会教育局長は、一旦使用の許可を與えた場合においても、使用者において左の各号の一に該当する事由があるときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の中止を命ずることができる。

一　使用の許可の申請にいつわりがあつたとき。

二　許可の條件に違反したとき。

三　この規程に違反し、又は関係職員の指示に従わなかつたとき。

2　前項の規定により使用許可の取消又は使用中止の命令を受け、それに因つて使用者に損害が生じた場合においても、国はその損害の賠償の責を負わないものとする。

第六條　国民体育館の施設、設備、備品等をき損し又は滅失した場合には、当該設備、備品等の使用責任者に対して、それに因つて生じた損害を賠償させることができる。

第七條　この規程に定めるものを除く外、国民体育館の使用に関し必要な事項は、社会教育局長が定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（別表料金表）

区分		午前八時から午後五時に至るまで	午後五時から午後九時まで
団体	学生生徒児童	一〇〇円	二五〇円
	一般	一五〇円	二〇〇円
個人		一五円	二〇円

備考　この表の料金は、一時間についての料金とする。

告　示

◎総理府告示第十一号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、川崎直清、大儀見准、関山伊三郎及び本間渭人に対し、それぞれその所有し又は占有する左に掲げる財産を昭和二十七年一月二十五日に、オーガスト・ラングフェルト・マンレー（米国カリフォルニヤ州サンフランシスコ市セントチャールス通二百三十五番地）に譲渡し又は引き渡すことを命じた。

昭和二十七年一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　川崎直清（富山県中新川郡早月加積村栗山五百五十九番地）の所有する財産

種類	数量	所在地
(一)土地（宅地）	二百七十一坪五合八勺	神奈川県中郡二宮町山西字梅沢四十五番地の一
(二)土地（宅地）	二十七坪八合三勺	同所八十番地の四
(三)土地（畑）	八十一坪	同所八十番地の四
(四)建物（家屋番号第十七番の附属）	三棟総坪六十四坪一合七勺	同所八十番地の四 同所四十五番地の一 同所八十番地の四

二　川崎直清の所有するもので、大儀見准（神奈川県中郡二宮町山西字梅沢四十五番地の一）の占有する財産

種類	数量	所在地
(一)土地（宅地）	二百七十一坪五合八勺	神奈川県中郡二宮町山西字梅沢四十五番地の一
(二)土地（宅地）	二十七坪八合三勺	同所八十番地の四
(三)建物（家屋番号第二十七番）	一棟五十一坪四合二勺	同所四十五番地の一
(四)建物（家屋番号第四十五番）	一棟十坪	同所八十番地の四
(五)建物	一棟二坪	同所四十五番地の一
(六)動産	四十九点	同所同番地

三　川崎直清の所有するもので関山伊三郎（神奈川県中郡二宮町山西字梅沢八十四番地）の占有する財産

種類	数量	所在地
土地（畑）	八十一坪	神奈川県中郡二宮町山西字梅沢八十番地の三

四　川崎直清の所有するもので本間渭人（神奈川県中郡二宮町山西字梅沢四十五番地の一）の占有する財産

種類	数量	所在地
(一)土地（宅地）	二百七十一坪五合八勺	神奈川県中郡二宮町山西字梅沢四十五番地の一
(二)建物（家屋番号第二十七番の附属）	一棟十坪七合五勺	同所同番地

◎総理府告示第十二号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

一、返還請求権者の氏名及び住所

米国カリフオルニヤ州サンフランシスコ市セントチャールス通り二百三十五番地　オーガスト・ラングフェルト・マンレー

二、政府所有の電話施設備の設置場所

神奈川県中郡二宮町山西字梅沢四十五番地の一

五、返還要求に係る電話加入権の現在における状態

電話番号	加入者の住所氏名
二宮局　一六九番	富山県中新川郡早月加積村栗山五百五十九番地　川崎直清

六、その他参考となるべき事項

なし

三、返還期日

昭和二十七年一月二十五日

四、政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数

一　口

◎総理府告示第十三号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

一、返還請求権者の氏名及び住所

アデル・ヘイド・グラン・デヴイン（米国人）　横浜市中区本牧緑ケ丘八九番地

二、政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数

一　口

三、返還期日

昭和二十七年一月三十一日

四、政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所

横浜市中区本牧緑ケ丘八九番地　アデル・ヘイド・グラン・デヴイン方

五、返還要求に係る電話加入権の現在における状態

電話番号	加入者の住所氏名
長者町局　九七一番	横浜市磯子区磯子町譲馬一九番地　桑名武

六、その他参考となるべき事項

なし

◎電波監理委員会告示第百八十六号

日本国有鉄道所属川渡非常局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十月二十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七一六一号

二　承認を受けた者　日本国有鉄道

三　無線局の種別　非常局

四　無線局の目的　日本国有鉄道に使用するため、非常通信業務を行う。

五　通信の相手方　日本国有鉄道所属の非常局

六　通信事項　鉄道輸送、列車運転、災害の復旧及び保安に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　移動体の種別　可搬

移動範囲　仙台を中心として半径五〇マイル以内

常置場所　宮城県玉造郡川渡村　東経一四〇度四七分　北緯三八度四四分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JRS—23　A三　二、八〇〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　三〇W

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　非常通信を行うため、運用を必要とする時間

◎電波監理委員会告示第百八十七号

第十五博鉄丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五八六号

二　免許人の名称　宝永汽船株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、宝永汽船株式会社所属船舶局

六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　第十五博鉄丸（主たる停泊港　東京）

九　呼出符号　JBBQ

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A一、A二	三七五kc	第一、第二装置		
	四〇〇kc	水晶発振		
	四二五kc			
	四六〇kc			
	四八〇kc			
	五〇〇kc			
	五二〇kc			
	五七〇kc			
	六〇〇kc			
	六五〇kc			
	八〇〇kc			
	八四〇kc			
	八五〇kc			
A一	一、五七〇kc	第一、第二装置		
	一、八〇〇kc	水晶発振		
	二、五〇〇kc			
	三、七〇〇kc			
	五、五〇〇kc			
A二	一、六二〇kc	第一、第二装置	リップル変調	一五〇W
	一、九五〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調	
A一、A二、A三	一、五七〇kc	第一、第二装置		
	一、八〇〇kc	リップル変調		
	三、七〇〇kc	終段抑制格子変調		
	五、五〇〇kc			
A一、A二、A三	一、六二〇kc	第一、第二装置		
	一、九五〇kc	リップル変調		

十一　空中線の型式及び構成　T型

十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第百八十八号

第十八事代丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六五二号

二　免許人の氏名　寺本正市

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　第十八事代丸（主たる停泊港　三崎）

九　呼出符号及び呼出名称　JFBC　だいじうはちことしろまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A一、A二	一、五七〇kc	第一、第二装置		
	一、八〇〇kc	水晶発振		
	二、五〇〇kc			
	三、七〇〇kc			
	五、五〇〇kc			
A二	一、六二〇kc	第一、第二装置	リップル変調	一五〇W
	一、九五〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調	
A一、A二、A三	一、五七〇kc	第一、第二装置		
	一、八〇〇kc	リップル変調		
	三、七〇〇kc	終段抑制格子変調		
A一、A二、A三	一、〇〇〇W			
	但し、三、七〇〇kcは二五W			
	三五W			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百八十九号

山本丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月十九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五九二号
二　免許人の氏名　山本静太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　山本丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　やまもとまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇〇kc　二、四四〇〇kc　二、五四五〇kc　二、六五〇〇kc　二、七八五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九十号

第五尾張丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六一七号
二　免許人の氏名　尾野留吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第五尾張丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　ごごうおわりまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇〇kc　二、四四〇〇kc　二、五四五〇kc　二、六五〇〇kc　二、七八五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九十一号

第三仲吉丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六〇〇号
二　免許人の氏名　網中清次
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三仲吉丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出符号及び呼出名称　JGAU　さんごうなかよしまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇〇kc　一、六二〇〇kc　一、九五五〇kc　二、五五〇〇kc　二、六二〇〇kc　二、九五五〇kc
A一　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二、A三　一五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九十二号

第二豊丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六五六号
二　免許人の氏名　印南新三
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二豊丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　にごうとよまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇〇kc　二、四四〇〇kc　二、五四五〇kc　二、七八五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九十三号

第二豊洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月二十六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一二三九号
二　免許人の名称　乾汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二豊洋丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JRTL　だいにほうようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　第一、第二装置　主発振　水晶発振
A一、A二、A三　一、九〇〇kc　一、九五〇kc　二、〇〇〇kc　二、〇五〇kc　三、七〇〇kc　三、九〇〇kc　第一、第二装置　中波　中短波　短波　水晶発振
A一　三、五〇〇kc　三、五五〇kc　四、〇〇〇kc　四、〇〇〇kc　五、〇〇〇kc　五、〇〇〇kc　第一、第二装置　リップル　A二　変調　終段抑制　格子変調　A三　A一、A二、A三　但し、一、九五〇kc、二、〇〇〇kc、二、五〇〇kc、三、七〇〇kc、四、〇〇〇kc、四、二五〇kc、五、〇〇〇kc、五、四二〇kc、は一〇W　は二五W　四〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九十四号

第五海洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月三十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五八八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第五海洋丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JJWD　ごごうかいようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　四〇〇kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　第一、第二装置　主発振　水晶発振
A一、A二、A三　一、九〇〇kc　一、九五〇kc　二、〇〇〇kc　二、〇五〇kc　三、七〇〇kc　三、九〇〇kc　第一、第二装置　中波　中短波　短波　水晶発振
A一　三、五〇〇kc　三、五五〇kc　四、〇〇〇kc　四、〇〇〇kc　五、〇〇〇kc　五、〇〇〇kc　第一、第二装置　リップル　A二　変調　終段抑制　格子変調　A三　A一、A二、A三　但し、一、九五〇kc、二、〇〇〇kc、二、五〇〇kc、三、七〇〇kc、四、〇〇〇kc、四、二五〇kc、五、〇〇〇kc、五、四二〇kc、は一〇W　は二五W　四〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、V型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九十五号

瑞洋丸無線局の空中線の型式は、昭和二十六年五月十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五四八号
二　免許人の名称　五洋水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　瑞洋丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JMKD　ずいようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　第一装置　主発振　水晶発振
A一、A二、A三　一、九〇〇kc　一、九五〇kc　二、〇〇〇kc　二、〇五〇kc　三、七〇〇kc　三、九〇〇kc　第一装置　中波　中短波　短波　水晶発振
A一　三、五〇〇kc　三、五五〇kc　四、〇〇〇kc　四、〇〇〇kc　五、〇〇〇kc　五、〇〇〇kc　第二装置　リップル　A二　変調　終段抑制　格子変調　A三　A一、A二、A三　但し、一、九五〇kc、二、〇〇〇kc、二、五〇〇kc、三、七〇〇kc、四、〇〇〇kc、四、二五〇kc、五、〇〇〇kc、五、四二〇kc、は一〇W　は二五W　四〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

十二　空中線の型式及び構成　運用時間　A三　二、二、二、六、五、四、二、七、八、五、四、〇、五、〇、kc kc kc kc kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W　逆L型

十一　空中線の型式及び構成　運用時間　A三　二、二、二、六、五、四、九、七、八、五、四、〇、五、〇、kc kc kc kc kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W　T型

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

九　呼　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

八　設　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

七　免　免許の年月日及び番号　昭和二十七年一月二十一日

六　逓　逓信局　山口逓信局

五　無　無線局の名称　山口逓信局

四　無　無線局の種別　船舶局

三　無　無線局の目的　海上移動業務を行う。

二　免　免許人の氏名　山本高司

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月二日　第一六〇八号

変更後の現状は、次の通りである。　昭和二十七年一月二十一日

電波監理委員会告示第一百号　常時運用　常時運用　常時運用

◉電波監理委員会告示第二百三号

第二金比羅丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六二〇号

一　免許人の氏名　大塚為松

二　無線局の種別　船舶局

三　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

四　無線局の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局

五　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

六　通信の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

七　免許の有効期限　第二金比羅丸（主たる停泊港　銚子）

八　設置場所　にこうおうつかこんぴらまる

九　呼出名称

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　T型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二百四号

幸米丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月二十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六一一号

二　免許人の氏名　幸保幸八

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　こうやはまる

九　呼出名称　つるおかつるまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇kc　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉法務府告示第十号

福岡法務局前原出張所に備えてあつた糸島郡桜野村野北土地登記簿第一二冊登記第五五二号の登記用紙が滅失した。

滅失した登記用紙に登記を受けた者又は同出張所に対し登記に関する通知若しくは嘱託をした官庁、公署は、昭和二十七年一月二十二日より同年四月二十二日までに同出張所に登記回復の申請又はその通知若しくは嘱託をしなければならない。

前項に定めた期間内に登記の回復を申請し、又はその嘱託をすれば、登記した権利は、なお、前登記簿における順位を有することとなる。

昭和二十七年一月二十二日　法務総裁　木村篤太郎

◉法務府告示第十一号

福岡法務局前原出張所に備えてある左記土地登記簿の登記用紙は、滅失の虞があるので、不動産登記法第二十四条により、その登記の転写を命じた。

昭和二十七年一月二十二日　法務総裁　木村篤太郎

滅失の虞ある登記簿

郡名	村名	大字名	登記簿の種類	登記簿の冊数	登記番号
糸島	桜野	野北	土地	第一〇冊	第四五一号から第五〇〇号まで
同	同	同	同	第一一冊	第五〇一号から第五五〇号まで
同	同	同	同	第一二冊	第五五一号
同	同	同	同	第一二冊	第五五三号から第六〇〇号まで
同	同	同	同	第一二冊	第六〇一号から第六五〇号まで
同	同	雷山	同	第一三冊	第五〇一号から第五五〇号まで
同	同	雷山	同	第一一冊	

◉大蔵省告示第百十七号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、ジェイ・エム・メイトランド（兵庫県神戸市生田区海岸通り九番の二）が有する左の財産に関する管理人　東京信託銀行株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目一番の一）を昭和二十七年一月二十一日解任した。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

種類　数量

王子製紙株式会社株式（額面額五十円）　七十一株

◉大蔵省告示第百十八号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、ジェイ・エム・メイトランド（兵庫県神戸市生田区海岸通り九番の二）が有する左の財産に関する管理人　富士信託銀行株式会社（大阪府大阪市東区北浜五丁目二十二番地）を昭和二十七年一月二十一日解任した。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

種類　数量

京阪神急行電鉄株式会社株式（額面株式、券面額五十円）　八十七株

◉大蔵省告示第百十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、内野村農協講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　内野村農協講和記念定期貯金

二　條件

(イ)契約期間　一年

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一六
三等	二〇〇	二一
四等	一〇〇	一〇〇
五等	三〇	八六〇
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月一日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、豊浦町農協講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　豊浦町農協講和記念定期貯金

二　條件

(イ)契約期間　一年

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十四日から同年二月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	一〇〇	二〇
三等	六〇	二〇〇
四等	四〇	七七七
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月一日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第六回八代信興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第六回八代信興定期貯金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十四日から同年三月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇	一
三等	三〇〇	三
四等	五〇	五〇
五等	三〇	六〇
六等	二〇	二、九〇五
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十八日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、吉備信用組合にこにこ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　吉備信用組合にこにこ定期貯金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十四日から同年三月二十四日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一
二等	一〇〇	一五〇
三等	五〇	四、七九四
四等	二〇	五、〇〇〇
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、但馬信用金庫第五回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　但馬信用金庫第五回平和定期預金

二　條件

(イ)契約期間　一年

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十四日から同年二月二十八日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	二
三等	一〇〇	三〇
四等	四〇	九六六
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重銀行第四回割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　三重銀行第四回割増定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十五日から同年三月二十五日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各八組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	七
二等	五〇〇〇	八
三等	一〇〇	四〇〇〇
四等	五〇	八〇〇〇
五等	三〇	八、〇〇〇
六等	二〇	七〇、七一二
計		八〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、北海道相互銀行第五号たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　北海道相互銀行第五号たから定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十五日から同年二月二十日まで。

四　割増金品

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金品	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
たから賞	純毛シャツ一枚	五
一等	五、〇〇〇円	九
二等	三五〇円	一五
三等	一〇〇円	一〇〇
四等	三〇円	四四、八七〇
五等	一〇円	五〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十三日

六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第百二十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第八回大光相互銀行ひかり定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第八回大光相互銀行ひかり定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口二千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十五日から同年三月十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一二〇
三等	一八〇	三、〇〇〇
四等	八〇	二六、八七一
五等	四〇	三〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉郵政省告示第十五号

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十七年一月十五日限り次の簡易郵便局を廃止した。但し、その局においての規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

名称　位置

湯立簡易郵便局　徳島県麻植郡山瀬郵便局

鄰町大字鄰詰

◉電気通信省告示第二十三号

次の船舶託送発受所を下記の日から設置した。

昭和二十七年一月二十二日

名称	位置	呼出符号
第六宝生丸託送発受所	大井安吉所属第六宝生丸	JGIZ
第一快進丸託送発受所	小松徹平所属第一快進丸	JBQD
大進丸託送発受所	和英海運株式会社所属大進丸	JQEY

◉電気通信省告示第二十四号

次の船舶託送発受所を下記の日から廃止した。

昭和二十七年一月二十二日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	廃止年月日
第二徳宝丸託送発受所	阿部幸市所属第二徳宝丸	昭和二六、六、三〇
海幸丸託送発受所	岩手県所属海幸丸	二六、七、一九
大平丸託送発受所	船木忠治所属大平丸	二六、九、三〇
大進丸託送発受所	中川汽船株式会社所属大進丸	二六、一〇、一五
燕丸託送発受所	日鉄汽船株式会社所属燕丸	二六、一〇、一五
第一健正丸託送発受所	村上米治所属第一健正丸	二六、一〇、一五
福盛丸託送発受所	滝口俊夫所属福盛丸	二六、一〇、一〇
作楽丸託送発受所	津田亀蔵所属作楽丸	二六、一二、一
金海丸託送発受所	中野汽船株式会社所属金海丸	二六、一一、三〇
第一妙見丸託送発受所	三和水産株式会社所属第一妙見丸	二六、一〇、一六

◉建設省告示第十六号

堺特別都市計画土地区画整理並びに同事業及びその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び堺市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第十七号

福岡都市計画街路（前原の部）及び同事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、福岡県庁及び糸島郡前原町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第十八号

香椎都市計画街路を次のように定める。

その関係図書は、福岡県庁及び糟屋郡香椎町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第十九号

小倉都市計画街路中一部を次のように変更する。

その関係図書は、福岡県庁及び小倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第二十号

戸畑都市計画街路中一部を次のように変更する。

その関係図書は、福岡県庁及び戸畑市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第二十一号

八幡特別都市計画公園事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、福岡県庁及び八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第二十二号

戸畑都市計画用途地域変更並びに地区指定及び準防火地域変更の件を次のように決定し、昭和二十七年二月十一日より施行する。

その関係図面は、福岡県庁及び戸畑市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第二十三号

大牟田特別都市計画緑地地域を別紙図面表示のように変更する。

その関係図面は、福岡県庁及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第二十四号

大牟田都市計画地域を別紙図面表示のように変更する。

その関係図面は、福岡県庁及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第二十五号

大牟田都市計画準防火地域を別紙図面表示のように変更する。

その関係図面は、福岡県庁及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第二十六号

銚子特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び銚子市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月二十二日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

正　誤

昭和二十六年六月十六日公布総理府令第二十六号総理府職員定数規程の一部を改正する総理府令中末尾に「この府令は、公布の日から施行し、昭和二十六年六月一日から適用する。」を加えるべきはずの誤り。

総理府官報報告主任

国会事項

○参議院

◉質問主意書転送　一月十九日左の質問主意書を内閣に転送した。

青少年不良化防止に関する質問主意書（田中一提出）

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月十九日

（各通）　簡易裁判所判事兼判事補　雨村　是夫

簡易裁判所判事兼判事補　淵上　壽

長谷川　信

判事に任命する

簡易裁判所判事兼判事補　早坂　弘

判事兼簡易裁判所判事に任命する

簡易裁判所判事　原田　一隆

判事に兼ねて任命する

厚母　繁一

簡易裁判所判事兼判事に任命する

国務大臣　橋本　龍伍

願に依り本官を免ずる

同　吉武　恵市

兼ねて厚生大臣を命ずる

同　木村篤太郎

行政管理庁長官を命ずる（以上一月十八日）

簡易裁判所判事兼判事　中川　毅

本官を免じ判事に専任する

簡易裁判所判事兼判事補　原田　一隆

兼官を免ずる

（各通）　判事　小西藤賀一

同　早野儀三郎

願に依り本官を免ずる（以上一月十九日）

○総理府

竹村　辰男

東京地方専売公社調停委員会委員江渡三郎解職につき東京地方専売公社調停委員会委員の職務代行の委嘱を解く（一月一日）

総理府事務官　橘丸　大吉

願に依り本官を免ずる（一月十五日）

○法務府

民事局第三課長補佐検事　香川　保一

民事局第四課長事務代理を免ずる（一十六年十二月三十日）

法制意見長官　佐藤　達夫

法制意見第四局長事務代理を免ずる（一月三日）

（各通）　家令園部　蔀　昌紀

河村　義夫　林　襄成

長田　正雄　山本　凱信

土地家屋調査士試験委員を免ずる

大野意志夫

宮城　信一

水戸区検察庁副検事兼龍ヶ崎区検察庁副検事に補する

中野　芳之

取手区検察庁副検事兼龍ヶ崎区検察庁副検事に補する

八重区検察庁副検事　黒長良太郎

広島区検察庁副検事に補する

広島区検察庁副検事　岡田　弘

油木区検察庁副検事に補する

油木区検察庁副検事　谷川　一男

竹原区検察庁副検事に補する（以上一月十七日）

○最高裁判所

簡易裁判所判事　黒江　清

福島簡易裁判所判事に補する

福島簡易裁判所判事　黒江　清

二号報酬を給する

福島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月二日）

札幌高等裁判所判事　東　徹

長崎地方裁判所判事の職務代行を命ずる

判事補の職権の特例等に関する法律第一條の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する（一月十四日）

判事補　小西　高秀

（各通）　名古屋地方裁判所判事に補する

同　上田　孝造

名古屋高等裁判所判事

同　浜田　徒六

名古屋地方裁判所判事に補する

同　高橋　嘉平

名古屋地方裁判所判事

同　県　宏

同　山口　正章

同　小沢　三朗

名古屋高等裁判所判事に補する

（各通）　長崎地方裁判所判事　西岡　稔

福岡地方裁判所判事　野田　三夫

福岡高等裁判所判事に補する

福岡高等裁判所判事　仲地　唯旺

宮崎地方裁判所判事に補する

宮崎地方裁判所判事　天野　清治

兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する

宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事

秋田地方裁判所判事に補する

秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事　浜辺　信義

兼ねて秋田地方裁判所判事に補する

函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事　川島　晋

兼ねて函館地方裁判所判事に補する

名古屋地方裁判所
事補兼名古屋家庭裁判所判事補　松田　四郎
名古屋家庭裁判所判事補兼補を免ずる
名古屋地方裁判所判事補　松田　四郎
名古屋地方裁判所農林支部勤務を免ずる
水戸地方裁判所
判事補兼水戸家庭裁判所判事補　林　正行
甲府地方裁判所判事補に補する
兼ねて甲府家庭裁判所判事補に補する　池羽　正明
同
水戸地方裁判所下妻支部勤務を命ずる
水戸家庭裁判所下妻支部勤務を命ずる
水戸簡易裁判所判事　池羽　正明
下妻簡易裁判所判事に補する
高知簡易裁判所
判事　関根道一郎
高知簡易裁判所判事に補する
高知地方裁判所
判事兼高知家庭裁判所判事　関根道一郎
高知地方裁判所安芸支部勤務を命ずる
高知家庭裁判所安芸支部勤務を命ずる
福岡高等裁判所判事　野田　三夫
同　西岡　稔
宮崎地方裁判所判事　仲地　唯旺
（各通）
部の事務を総括するものに指名する
判事補　松本　孝一
判事補の職権の特例等に関する法律第一條の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する
大垣簡易裁判所
判事　松本　孝一
大垣簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
高山簡易裁判所
判事　押坂　知義
高山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
御嵩簡易裁判所
判事　栗田　源蔵
御嵩簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
高知簡易裁判所
判事　宮崎　順平
高知簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月十四日）

皇室事項

◎**行幸予定**　天皇陛下は、一月二十二日国会議事堂で挙行される第十三回国会開会式へ行幸になる。
◎**御除喪**　天皇陛下は、一月二十二日国会開会式行幸につき、除喪あらせられる。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎**日本国有鉄道公示第10号**
昭和27年1月25日から陸羽本線・五能線及び陸羽東線に、次の停車場を設置して、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。
昭和27年1月22日
停車場名　所在地
1　奥羽本線東能代・富根間
富根　能代市富根字
2　五能線能代・北能代間
鶴形　秋田県山本郡鶴形村
3　陸羽東線川渡・鳴子間
川渡　宮城県玉造郡川渡村大字
東鳴子・鳴子　宮城県玉造郡鳴子町大字
◎**日本国有鉄道公示第11号**
昭和27年1月27日から予讃本線・高徳本線及び土讃線に、次の停車場を設置して、旅客の取扱を開始する。但し、配達の取次はしない。
昭和27年1月22日
停車場名　所在地
1　予讃本線高松・鬼無間
香西　香川県香川郡香西村大字
2　同線国分・鵜川間
讃岐国分・鵜川　香川県綾歌郡府中村
3　同線鵜川・坂出間
八十場　坂出市西庄町
4　同線丸亀・多度津間
讃岐塩屋　丸亀市塩屋町
5　同線詫間・上高瀬間
高瀬大坊　香川県三豊郡下高瀬村
6　高徳本線造田・讃岐津田間
神前　香川県大川郡神前村
7　土讃線土佐山田・後免間
山田西町　高知県香美郡山田町大字

官庁事項

○郵政省

◎**郵便振替貯金加入者除名**　次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によつて、昭和二十六年十二月二十五日限り、加入承認を取り消された。

口座番号	東京七七八八番
加入者住所	東京都足立区保木間町一八〇二
同　氏名	東亜種苗株式会社　代表者　荒井甚兵衛

法務府公告

○押収物還付公告

前橋地方検察庁沼田支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十四年押第一四号（被告人一場忠男許欺事件）
一、駒下駄　一足
二、現金　千五百円
三、安全剃刀の刃　一枚
四、ゴム長靴　一足
五、袋　一枚
六、リュックサック　一個
七、懐中電燈　一個
八、万年筆　一個
九、眼鏡　一個
一〇、飯盒　一個
一一、木綿カバン　一個
一二、木綿袋　一枚
一三、手袋　一双
一四、煙管　一本
一五、革製黒靴　一個
一六、認印　二個
一七、仮出獄証　一枚
一八、葉書　四枚
一九、中古桐下駄　一足
二〇、ナイフ　一丁
○同押第一五号（同韓正浩窃盗事件）
一、荷札　五枚
二、木札　三枚
三、布製靴　二足
四、縫針　一〇本
五、小型鋏　一丁
六、布べら　一個
七、安全剃刀の刃　二個
八、バックル　二個
九、古靴下　一足
一〇、布切　一本
一一、細紐　二枚
○同押第一九号（被疑者樋口徳治外六名窃盗事件）
一、タイヤ（但し二尺位に切つたもの）　一本
二、現金　五百九十八円四十八銭
沼田区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十四年押第二号（被疑者鈴木金夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　百九十六円八十銭
一、同押第四号（同野村忠雄同）
一、同　百八十六円六十八銭
一、同押第六号（同長井一郎同）
一、同　三百九十八円四十七銭
一、同押第八号（同竹本八郎同）
一、同　百八十四円八十八銭
一、同第九号（同山田茂同）
一、同　二百二十二円八銭
一、同押第一〇号（同高橋スエ同）
一、同　二百一十一円五十六銭
一、同押第一二号（同原源二郎同）
一、同　九百九十八円七十二銭
一、同押第一二号（同関根ちか同）
一、同　百二十円三十五銭
一、同押第一二号（同山崎つる同）
一、同　百七十四円二十四銭
一、同押第一四号（同金田一郎同）
一、同　五百三十円五十七銭
一、同押第一五号（同川井重夫同）
一、同　二百九十七円四銭
○同領第六二号（同）
一、換価金　百六十八円四十一銭
二、袋　一枚
○同領第六九号（同）
一、換価金　七百四十円
二、風呂敷　一枚
○同領第七〇号（同）
一、換価金　二百三十円
二、風呂敷　一枚
○同領第七一号（同）
一、換価金　四百五十一円
二、風呂敷　二枚
○同領第七二号（同）
一、換価金　四百五十円
二、風呂敷　一枚
○同領第七三号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第七四号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第七五号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第七六号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第七七号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第七八号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第七九号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八〇号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八一号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八二号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八三号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八四号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八五号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八六号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八七号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八八号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第八九号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第九〇号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第九一号（同）
一、換価金　千二百七十八円
二、風呂敷　四枚
○同領第九二号（同）
一、換価金　百六十八円四十一銭
二、袋　一枚
○同領第九九号（同）
一、換価金　九百十七円五十銭
二、袋　一枚
○同領第九九号（同）
一、換価金　三百三十六円八十三銭
二、風呂敷　一枚
○同領第一〇〇号（同）
一、換価金　三百七十七円四十八銭
二、風呂敷　一枚
○同領第一〇一号（同）
一、換価金　八百十四円
二、袋　二枚
○同領第一〇二号（同）
一、換価金　六百四円
二、袋　一枚
○同領第一〇三号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、袋　一枚
○同領第一〇四号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、袋　一枚
○同領第一〇五号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一〇六号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一〇七号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一〇八号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一〇九号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一〇号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一一号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一二号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一三号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一四号（同）
一、換価金　千三百六十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一一九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一二九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一三九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一四九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一五九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一六九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一七九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一八九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第一九九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二〇九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二一九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二二九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二三九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二四九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二五九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二六九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二七九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二八九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第二九九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三三九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三四九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三五九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三六九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三七九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三八九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第三九九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四〇九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四一九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二二号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二三号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二五号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二六号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二七号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二八号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四二九号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四三〇号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四三一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
○同領第四三二号（同）
一、換価

裁判所公告

○除権判決

●昭和二十六年(ヘ)第六六号

岐阜県土岐郡釜戸村三三〇八

右代申立人　岩垣重太郎

別紙目録表示の株券は、右代申立人の亡祖父亡岩垣重太郎の遺産相続人の申立により、当裁判所は、次のとおり除権判決を宣告する。

主文

一、別紙目録表示の株券は、無効とする。

理由

一、

第7509号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

衆議院法制局
参議院法制局　編集

現行法規總覽

全二十三綴　A5判 30,000頁 本文上質印刷紙　定価壱万五千円
註釈・参照條文挿入　五十音・年別索引付

第一法規出版株式會社
本社　東京都港区芝西久保桜川町25　電話芝(43)528・3565
支社　長野市岡田町176　電話4901・4902・5515
直接販売・内容見本贈呈

会社その他の公告

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月二十日の臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十七日
横浜市中区末吉町四の七二番地
聯合映画株式会社
清算人　佐伯　隆敏

公告（第一回）

社員総会の決議により当社は昭和二十六年十二月十九日解散致しました。就而当社に債権を有せらるる向は本公告掲載の日より六十日以内に債権を申出で下さい。若し申出なきときは清算より除斥致します。

右公告する。

昭和二十六年十二月二十九日
横浜市中区日本大通り横浜商工会議所内
有限会社三成商会
清算人　田村　太郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月十三日臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十七日
久留米市東町一八二
株式会社花市場
清算人　後藤　庄吾

解散公告（第二回）

当社は昭和二十六年十二月二十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月十六日
東京都大田区羽田本町三四七番地
株式会社三吉鍛工所
清算人　佐藤　要吉
清算事務所　港区芝三田二丁目四番地

組織変更公告

当会社は昭和二十七年一月十日社員総会の決議により其の組織を変更し松沢工業株式会社とする事を決議した故異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出でられたい。

昭和二十七年一月二十二日
長野市大字長野長門町一〇七九
有限会社松沢工業所
取締役社長　松沢　三治

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日の株主総会の決議により同日解散した当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい、もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年一月二十二日
大阪市東区谷町三丁目四十五番地
三幸衣料産業株式会社
代表清算人　吉田　龍治

決定整備計画実行完了公告

当会社は昭和二十六年十二月二十九日を以て決定整備計画の実行を完了致しましたので法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十七年一月二十二日
大阪市東淀川区野中北通三の二四
日新金属工業株式会社

第一回決算公告

（昭和二十六年七月三十一日）

貸借対照表

借方の部

土地	二〇八七、六六〇・〇〇
建物	二、〇四一、二五〇・〇〇
車輌運搬具	一、一五九、五二九・五〇
備品・什器	二、五〇三、〇〇〇・〇〇
保証金	五、五〇〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	一〇、〇八四、三三三・九〇
前渡金	四、六四〇、九四八・〇〇
仮拂金	二二、一二二・〇〇
未収入金	五、〇七一、九〇九・〇三
商品	六、八五五、七六四・〇〇
受取手形	四〇、四〇六、九四九・五〇
売掛金	五、五五九、九七七・一三
銀行預金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
定期預金	一一一、四三七・九五
現金	八七、〇四四、八八一・〇一
合計	二、〇〇九、七〇九・七一

貸方の部

資本金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	二四、二七八、七三・五〇
仮受金	一、九三三、八六九・一〇
未買掛金	四六、七九八、九〇〇・〇〇
拂込金	九、五二三、五二八・七〇
当期利益金	八七、〇四四、八八一・〇一
合計	二、〇〇九、七〇九・七一

右の通りであります。

昭和二十六年九月三十一日
横浜市中区英町八番地
第一石炭販売株式会社

解散団体財産売却公告（第三百十七回）

一、売却物件

(イ)
建物木造瓦葺二階建一棟（延）七八・三六五坪（B—三〇二—(ヘ)）
建物木造スレート葺二階建一棟（延）二二・二五坪（B—三〇二—(ヘ)）
建物鉄筋トタン張平家建一棟三・七五坪（B—三〇二—(ヘ)）
土地三三・〇四坪（L—一—(ヘ)）
安楽椅子その他一六種（M—一二三—三〇四）

(ロ)
土地三二九・二〇坪（LC—四三—(ヘ)）
土地（空地）二一三・三四坪（LC—一九—四三—(ヘ)）

（注）右(イ)は現に占領軍において使用中であるから、占領軍が正式に使用を廃止するまでは、買受人においてこれを占有し、使用し、移動し、その他変更を加えることはできません。

二、所在地
(イ)東京都港区芝白金三光町二五六番地
(ロ)同北区稲付西町四丁目一四番地

三、下見の日時
(イ)一月二十五日午前十時東京都総務局特別調査課集合
(ロ)、(ハ)一月二十五日午前十時物件所在地集合

四、入札の期限
一月三十日午後五時締切

五、入札の場所　当理事会又は東京都総務局特別調査課

六、保証金　(イ)二十万円(ロ)四万一千円

七、買受人の決定は氏名を官報に公告し申込人にも通知します。

八、入札心得その他詳細については必ず当理事会又は東京都総務局特別調査課にお問い合せ下さい。

東京都千代田区皇居内（旧枢密院）
解散団体財産売却理事会

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(83)三二一番　庁
印刷所　株式会社東京プレス　電話(83)三二一番

昭27.1.22.

官報　号外（第二号）

政令

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第七号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十七條の規定に基き、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。

前項の場合において、同項の通知が閣議の決定により減額された国会、裁判所又は会計検査院の歳出見積に係るものであるときは、大蔵大臣は、当該通知において、その減額された旨を明らかにしなければならない。

第十一條の次に次の二條を加える。

第十一條の二　衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官又は会計検査院長は、第九條の規定による歳出見積を減額した旨の通知を受けた場合において、増額の必要を認めたときは、その減額された歳出見積に係る予定経費増額要求明細書を作製し、予定経費要求書とともに大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條の三　大蔵大臣は、前條の規定により、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官又は会計検査院長から予定経費増額要求明細書の送付を受けたときは、財政法第十九條の規定に基く附記事項を作成しなければならない。

前項の規定による附記事項のうち、経費の区分は、歳出予算の区分に準ずるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年度予算から適用する。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　木村篤太郎
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田勇人
文部大臣　天野貞祐
厚生大臣　吉武恵市
農林大臣　広川弘禪
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　村上義一
郵政大臣　佐藤栄作
電気通信大臣　佐藤栄作
労働大臣　吉武恵市
建設大臣　野田卯一
経済安定本部総裁　吉田　茂

法務府公告

○押収物還付公告

六日町区検察庁

左記食糧管理法違反事件押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

二十六年押番号一七九六　換価金　犯人氏名
一七九七　六一五・〇〇　不詳
一七九八　一、三二四・〇〇　〃　リュック　一箇
一七九九　六六二・〇〇　〃　〃　一箇
一八〇〇　三七八・〇〇　〃　〃
一八〇一　九二七・〇〇　〃　〃
一八〇二　三、〇一二・〇〇　〃　〃
一八〇三　一、五七四・〇〇　〃　〃　一箇
一八〇四　一、五五五・〇〇　〃　〃　一箇
一八〇五　二、二二二・〇〇　〃　トランク　一箇
一八〇六　二、一一九・三七　〃　〃
一八〇七　二、三九三・七八　〃　〃
一八〇八　七五六・九二　〃　〃　一箇
一八〇九　八九八・八五　〃　〃
一八〇一　三三一・一五　〃　〃
一八〇二　五二〇・三八　〃　〃
一八〇三　六一六・〇〇　〃　〃
一八〇四　六六二・三一　〃　〃
一八〇五　三九二・六五　〃　〃
一八〇六　六六二・三一　〃　〃
一八〇七　六七一・七七　〃　〃
一八〇八　六六二・三一　〃　〃
一八〇九　二、八三八・〇〇　〃　〃
一八〇一　二、三四二・〇〇　〃　〃
一八〇二　二、一七六・〇〇　〃　〃　一箇
一八〇三　一、二七七・〇〇　〃　〃
一八〇四　一、五一五・〇〇　〃　〃
一八〇五　一、四六七・〇〇　〃　〃
一八〇六　一、五一四・〇〇　〃　〃　一箇
一八〇七　一、四一九・〇〇　〃　〃
一八〇八　一、三七二・〇〇　〃　〃
一八〇九　一、三二五・〇〇　〃　〃　一箇
一八〇一　一、四一九・〇〇　〃　〃
一八〇二　二、五九〇・〇〇　〃　トランク　一箇
一八〇三　一、七九二・〇〇　〃　〃
一八〇四　一、三二四・〇〇　〃　〃
一八〇五　一、七二二・〇〇　〃　〃
一八〇六　一、二〇一・〇〇　〃　〃
一八〇七　一、三二五・〇〇　〃　〃
一八〇八　一、二〇六・〇〇　〃　〃
一八〇九　一、六六二・〇〇　〃　〃
一八〇一　一、六五六・〇〇　〃　〃
一八〇二　一、三〇一・〇〇　〃　〃
一八〇三　九九三・〇〇　〃　〃
一八〇四　九四六・〇〇　〃　〃
一八〇五　四七三・〇〇　〃　〃
一八〇六　二、九二四・〇〇　〃　〃
一八〇七　一、七二七・〇〇　〃　〃
一八〇八　二、一三三・〇〇　〃　〃
一八〇九　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇一　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇二　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇三　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇四　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇五　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇六　三七八・〇〇　〃　〃
一八〇七　四七三・〇〇　〃　〃
一八〇八　九九三・〇〇　〃　〃
一八〇九　九四六・〇〇　〃　〃
一八〇一　八五二・〇〇　〃　〃
一八〇二　一、八四五・〇〇　〃　〃
一八〇三　五二〇・〇〇　〃　〃
一八〇四　四七三・〇〇　〃　〃
一八〇五　五二〇・〇〇　〃　〃
一八〇六　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇七　一、八〇〇・〇〇　〃　〃
一八〇八　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇九　一、八〇〇・〇〇　〃　〃
一八〇一　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇二　二三七・〇〇　〃　〃
一八〇三　四〇一・〇〇　〃　〃
一八〇四　八五二・〇〇　〃　〃
一八〇五　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇六　六一五・〇〇　〃　〃
一八〇七　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇八　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇九　四七三・〇〇　〃　〃
一八〇一　五二〇・〇〇　〃　〃
一八〇二　六一五・〇〇　〃　〃
一八〇三　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇四　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇五　六一五・〇〇　〃　〃
一八〇六　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇七　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇八　ボストンバック　一箇
一八〇九　一、八四五・〇〇　〃　〃
一八〇一　五二〇・〇〇　〃　〃
一八〇二　四七三・〇〇　〃　〃
一八〇三　五二〇・〇〇　〃　〃
一八〇四　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇五　一、八〇〇・〇〇　〃　〃
一八〇六　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇七　一、八〇〇・〇〇　〃　〃
一八〇八　八五二・〇〇　〃　〃
一八〇九　リュックサック　一箇
一八〇一　九四六・〇〇　〃　〃
一八〇二　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇三　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇四　三三一・〇〇　〃　〃
一八〇五　三七八・〇〇　〃　〃
一八〇六　四七三・〇〇　〃　〃
一八〇七　三七八・〇〇　〃　〃
一八〇八　一八九・〇〇　〃　〃
一八〇九　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇一　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇二　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇三　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇四　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇五　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇六　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇七　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇八　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇九　ボストンバック　一箇
一八〇一　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇二　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇三　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇四　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇五　六一五・〇〇　〃　〃
一八〇六　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇七　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇八　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇九　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇一　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇二　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇三　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇四　六六二・〇〇　〃　〃
一八〇五　六六二

昭27.1.22.

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

一九三四
一九三五
一九三六
一九三七
一九三八
一九三九
一九四〇
一九四一
一九四二
一九四三
一九四四
一九四五
一九四六
一九四七
一九四八
一九四九
一九五〇
一九五一
一九五二
一九五三
一九五四
一九五五
一九五六
一九五七
一九五八
一九五九
一九六〇
一九六一
一九六二
一九六三
一九六四
一九六五
一九六六
一九六七
一九六八
一九六九
一九七〇
一九七一
一九七二
一九七三
一九七四
一九七五
一九七六
一九七七
一九七八
一九七九
一九八〇
一九八一
一九八二
一九八三
一九八四
一九八五
一九八六
一九八七
一九八八
一九八九
一九九〇
一九九一
一九九二
一九九三
一九九四
一九九五
一九九六
一九九七
一九九八
一九九九
二〇〇〇
二〇〇一
二〇〇二
二〇〇三
二〇〇四
二〇〇五
二〇〇六
二〇〇七
二〇〇八
二〇〇九
二〇一〇
二〇一一
二〇一二
二〇一三
二〇一四
二〇一五
二〇一六
二〇一七
二〇一八
二〇一九
二〇二〇
二〇二一
二〇二二
二〇二三
二〇二四
二〇二五
二〇二六
二〇二七
二〇二八
二〇二九
二〇三〇
二〇三一
二〇三二
二〇三三
二〇三四
二〇三五
二〇三六
二〇三七
二〇三八
二〇三九
二〇四〇
二〇四一
二〇四二
二〇四三
二〇四四
二〇四五
二〇四六
二〇四七
二〇四八
二〇四九
二〇五〇
二〇五一
二〇五二
二〇五三
二〇五四
二〇五五
二〇五六
二〇五七
二〇五八
二〇五九
二〇六〇
二〇六一
二〇六二
二〇六三
二〇六四
二〇六五
二〇六六
二〇六七
二〇六八
二〇六九
二〇七〇
二〇七一
二〇七二
二〇七三
二〇七四
二〇七五
二〇七六
二〇七七
二〇七八
二〇七九
二〇八〇
二〇八一
二〇八二
二〇八三
二〇八四
二〇八五
二〇八六
二〇八七
二〇八八
二〇八九
二〇九〇
二〇九一
二〇九二
二〇九三
二〇九四
二〇九五
二〇九六
二〇九七
二〇九八
二〇九九
二一〇〇
二一〇一
二一〇二
二一〇三
二一〇四
二一〇五
二一〇六
二一〇七
二一〇八
二一〇九